

あさ活・ゆう活を通じた働き方改革の推進について

国において、職員のワークライフバランスの推進及び働き方改革は、政策の質や行政サービスを向上させるために不可欠なものとしております。本市においても、国の取組の趣旨に鑑み、新たな取組を試行的に実施しております。

1 目的・意義

職員のワークライフバランスの推進を図るとともに、効率的な業務を行うための創意工夫を促すことで、時間外勤務を削減し、職員・職場の意識改革を進めるものです。

2 実施内容

あさ活（夕型勤務）、ゆう活（朝型勤務）の実施

試行期間中に希望者は、各所属の業務に支障を及ぼさない範囲内で、下表の勤務パターンのいずれかの形で勤務を行えるものとしております。

	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19 (時)
通常の勤務時間														
あさ活・ゆう活														
D 勤務														
E 勤務														
F 勤務														
G 勤務														
H 勤務														
I 勤務														

3 試行期間

平成30年7月1日から平成30年12月28日までの6か月間

4 今後の展開

今年度の実施結果を踏まえ、検討してまいります。

担 当 職員課 人事係
電 話 027-898-6983 (内線 : 3507)